

新潟県食肉センター再編基本構想

新潟県食肉センター再編検討委員会

食肉センター再編基本構想

● 概要

県民に安全で新鮮な県産食肉を安定的に供給するとともに、本県畜産の振興に資するため、生産者・食肉関連事業者等食肉センターを利用する当事者を中心に検討し、県内食肉センターの具体的な再編に向けた構想を定めるもの。

● 策定の経過

令和7年3月に県内食肉センター設置者（新潟市食肉センター、長岡食肉センターのみ）、生産者、食肉関連事業者、学識経験者等で構成する食肉センター再編検討委員会を設置し、令和8年1月まで計4回の会議を開催し、本県に必要な食肉センターの運営・設置主体、施設所有者、設置場所、施設規模、機能（輸出対応等）等を検討してきた。

令和8年1月、上記検討委員会において、これまでの検討結果として、新潟県食肉センター再編基本構想をとりまとめたもの。

<目次>

食肉センター再編基本構想	1
県内食肉センターの設置状況	2
これまでの取組	3
将来の本県食肉センターのあり方について	5
県内で新たに整備される食肉センターの将来像	6
新たな食肉センターの必要性	7
新たな食肉センターの箇所数	8
新たな食肉センターの設置・運営主体	8
新たな食肉センターの設置場所	9
新たな食肉センターに必要な機能	9
検討委員会の概要（議事概要及び配付資料）	

【第1回（R7.3）】

資料1 新潟県食肉センター再編検討委員会設置要綱（案）

資料2 再編検討委員会の設置イメージ

資料3 将来の本県食肉センターのあり方について

資料4 食肉センター再編の考え方

資料5 本県の畜産を取り巻く状況

資料6 新潟市食肉センターの現状と今後について〔施設〕

【第2回（R7.6）】

資料1 第1回新潟県食肉センター再編検討委員会の概要

資料2 新たな食肉センターの設置・運営主体等のあり方について

【第3回（R7.9）】

資料1 第2回新潟県食肉センター再編検討委員会の概要

【第4回（R8.1）】

資料1 第3回新潟県食肉センター再編検討委員会の概要

資料2 第1回新潟県食肉センター再編作業部会の概要

資料3 第2回新潟県食肉センター再編作業部会の概要

資料4 県内食肉センター再編に向けたアンケート結果について

県内食肉センターの設置状況

○ と畜場数の変遷

かつては小規模なと畜場が産地近郊に点在

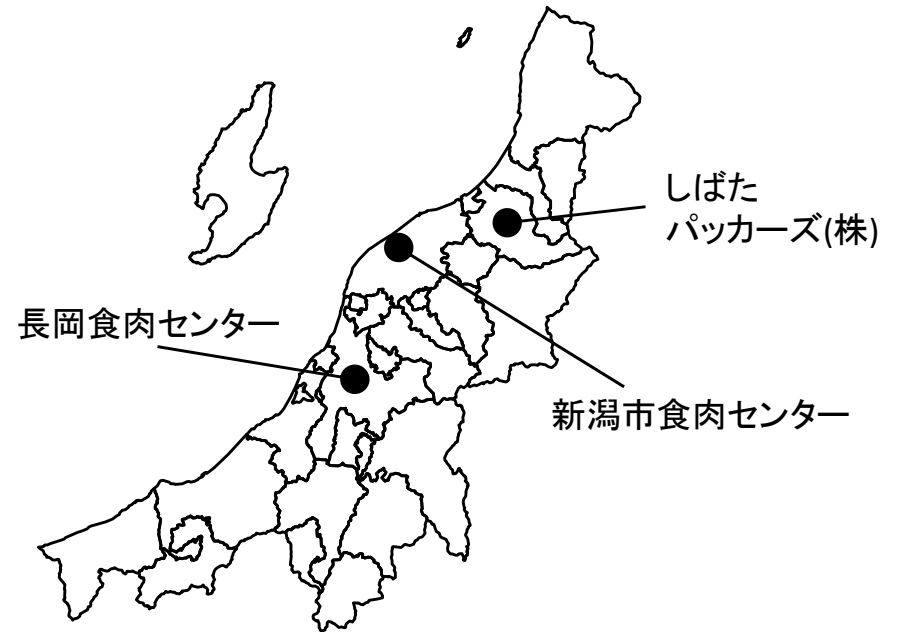
食肉需要の増大、流通圏の拡大

平成以降、廃止・統合が進み、消費地近郊に集約

(単位：箇所)

	S45	H5	R6
本県	22	7	3
全国	687	347	173

※統合が進む中、近年、民間により開設される傾向が顕著



○ 本県食肉センターの状況

	新潟市食肉センター		長岡食肉センター		しばたパッカーズ (株)	
設置者	新潟市		(株)長岡食肉センター		しばたパッカーズ (株)	
運営者	(公財)新潟ミートプラント		H31.4.1長岡市営食肉センターから民営化			
稼働年	H5.4月 (築32年)		S51.4月 (築49年)		H25.2月	
と畜許可頭数 (頭/日)	豚	牛	豚	牛	豚	牛
	900	30	600	30	1,000	-
R6と畜実績 (頭)	179,496	810	67,296	1,490	165,771	-
稼働率(%)	73.1		41.5		67.7	

これまでの取組

○ 取組内容の概要

県が主導し、関係者間での意見交換等を進めてきた。

時 期	内 容
H28～	新潟・長岡センターの運営の老朽化等諸問題が顕在化し始め、意見交換等実施
R2	既存食肉センター設置者、運営者等を参集し、あり方検討を開始する
R3.12	新潟県公的食肉センターの今後のあり方検討会（R3.6～R3.11、全3回開催）において、本県食肉センターあり方の方向性を合意（5ページ）
R4	検討会のとりまとめ結果について、 <ul style="list-style-type: none">・生産者団体や流通団体、有識者など参集し、とりまとめ内容の意見交換・新潟県食肉流通合理化計画策定協議会準備会を立ち上げ
R5	関係者間での協議（コアメンバー会議など）
R6	関係者に食肉センターのあり方（再編）についてヒアリング 新潟県食肉流通合理化計画策定協議会を立ち上げ、令和8年3月をめどに計画を策定することとした 再編に向け、関係者で組織する「新潟県食肉センター再編検討委員会」を設置し、令和7年末までに再編基本構想を策定することとした

これまでの取組

- 再編基本構想策定に向けた議論の経過
新潟県食肉センター再編検討委員会を設置し、議論を重ねてきた。

時 期	内 容
R7.1	第1回新潟県食肉流通合理化計画策定協議会 ・ 計画に記載する食肉センターの整備目標は、設置する再編検討委員会の中で議論していくこととした。
R7.3	第1回新潟県食肉センター再編検討委員会 ・ 県内に食肉センターを1か所新設することを関係者間で合意した。
R7.6	第2回新潟県食肉センター再編検討委員会 ・ 設置・運営者について議論。県が中心となって委員に個別のヒアリング等を行い、より具体的な運営主体の枠組みの案をまとめることとした。
R7.9	第3回新潟県食肉センター再編検討委員会 ・ 運営収支についての試算や、再編に向けて関係者にアンケートを実施することとした。 ・ また、新たな食肉センターの仕様や運営体制などを立案する場として「作業部会」を別途設け、検討委員会に諮る案を作成することとした。
R7.11	第1回新潟県食肉センター再編作業部会 ・ アンケートの結果等を踏まえ、設置場所や必要な機能・規模等について議論した。
R7.12	第2回新潟県食肉センター再編作業部会 ・ 設置場所、と畜頭数規模、必要面積、再編基本構想案について議論した。また、今後、設置場所の実現可能性調査等、更なる精査を行うこととした。
R8.1	第4回新潟県食肉センター再編検討委員会 ・ これまでの議論の経過と、再編基本構想案を確認した。

将来の本県食肉センターのあり方について

- R3.12新潟県公的食肉センターの今後のあり方検討会合意事項の概要

食肉センターのあり方(目指すべき方向性)

県民に安全で新鮮な県産食肉を安定的に供給するとともに、本県畜産の振興に資するため、
本県に食肉センターは必要

1. このため、次のとおり将来の本県食肉センター体制の具体化を目指す。

【運営主体】

- 行政からの繰入金に頼らない、**独立採算可能な運営体制**を構築する。
 - ① と畜部門だけではなく、収益性の高い加工部門等を一体的に行う運営体制
 - ② 施設利用者等との幅広い協議による民間事業者の選定、誘致

【施設】

- 新潟及び長岡の**機能を1か所に統合**する。
 - ① 再編までの機能維持に向け、協力体制を確保
 - ② 生産者、施設利用者等への説明、意見聴取を実施

【機能】

- 本県の現状を踏まえた**機能付与**を検討する。
 - ① 必要な衛生管理体制の構築
 - ② 輸出機能付与は採算性を踏まえ、慎重に検討

2. 新しい運営体制へ引き継がれるまでは、次のとおり連携体制を維持する。

- 施設機能の統合まで、設置者の責任で現行施設の機能維持を図ることを基本に、関係者の協力体制を継続
 - ① 冷凍冷蔵庫改修は、新潟市食肉センターの機能維持の観点から優先して対応
 - ② と畜頭数の確保、施設維持に対する支援体制を継続

※ R5.3.27 新潟県食肉流通合理化計画策定協議会準備会（第1回）資料の抜粋

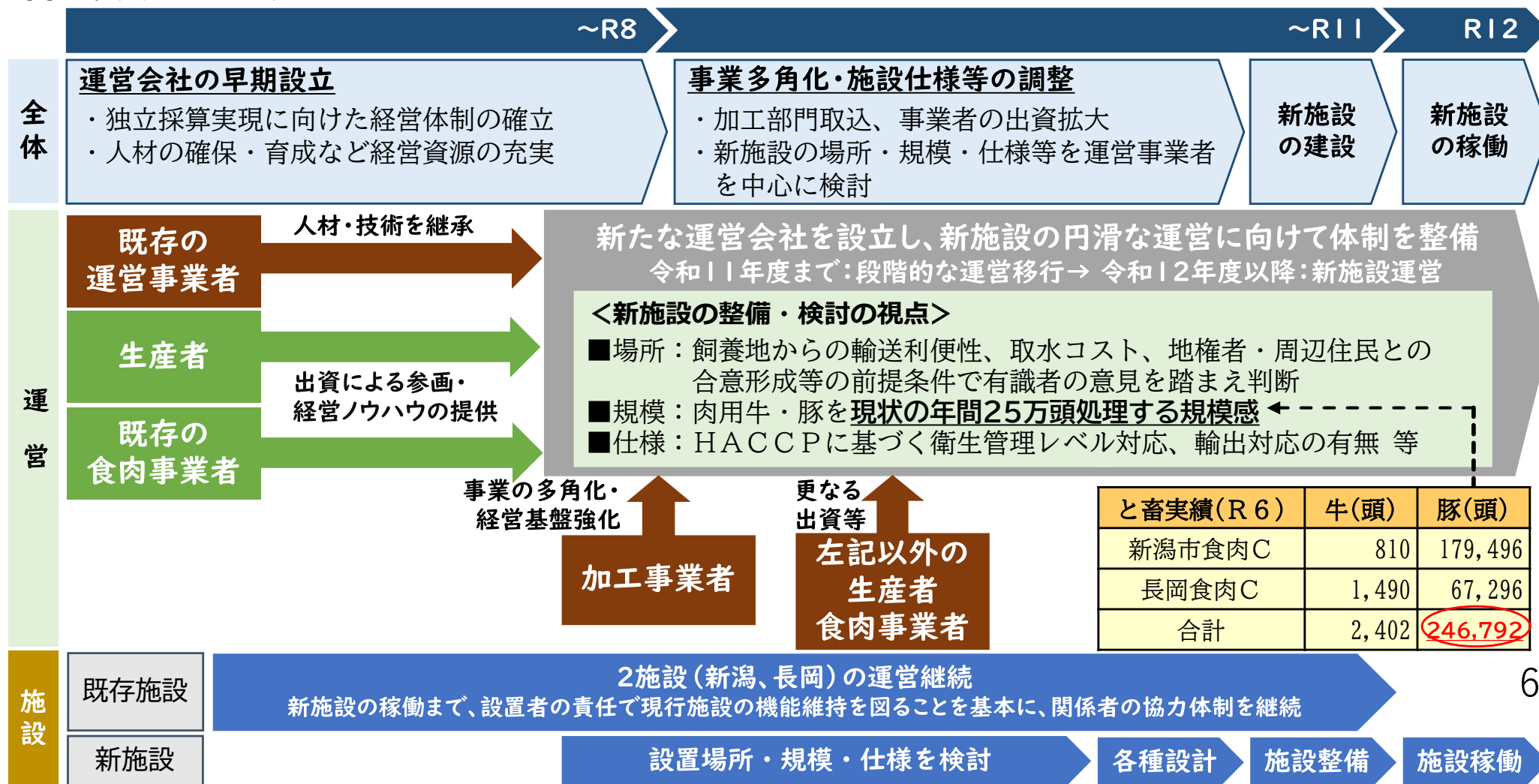
県内で新たに整備される食肉センターの将来像

● 新たな施設の整備・運営にあたっては、全国的な傾向である「民設・民営」を基本に公益的な施設となるよう今後、検討（民設：建設費の負担者を問わず、建物の所有者が民間事業者であること）

● 併せて、以下の事情を踏まえた検討も必要

- ① 公益性の確保 : 地域住民に安全・新鮮な食肉を安定的に供給する拠点であること
- ② 畜産の振興 : 畜産農家の持続的発展に必要な拠点であること
- ③ 本県の特殊性 : 運営事業者の候補が不在であること

《目指すスケジュール》



新たな食肉センターの必要性

県民に安全で新鮮な県産食肉を安定的に供給するとともに、本県畜産の振興に資するため、県内に新しい公益的な食肉センターが必要である。

以下の観点から、県内関係者が一体となって県内に新しい施設を整備する必要がある。

【畜産振興の観点】

- ・ 県内の公益的 2 施設は老朽化が進んでおり、施設の稼働停止リスクが高い状況にある。
- ・ もし稼働停止した場合、家畜の出荷が停滞することとなり、畜産農家は大きな打撃を受けることとなる。（他施設は既存利用者優先で、追加での受入には限界がある）
- ・ 既存施設の大規模改修は稼働を停止することとなるため、現実的ではない。

【安心・安全な県産食肉の供給の観点】

- ・ 近年の消費傾向※は、牛肉は横ばい、豚肉は増加傾向で、食肉需要は拡大。
- ・ 消費者は安心安全・地元産を強く求めており、県民に対して衛生的な食肉を安定供給する体制は必須。

※ 総務省「家計調査」より

新たな食肉センターの箇所数

本県における食肉センターの再編は、現有する新潟及び長岡の2施設を1か所に統合するとともに、施設を新設する。

- ・ 新設することで施設の建築に多大な費用が見込まれ、2か所に比べ搬入利便性は低下するが、食肉センターの健全な経営のためには、県内1か所に統合する。
- ・ 新たな食肉センターが、持続可能な形で自立した経営を実現していくために、県内事業者は一体となって、施設の運営に積極的に関与する必要がある。

新たな食肉センターの設置・運営主体

新たな食肉センターの設置・運営主体については、食肉センターを利用する食肉事業者、生産者等の出資により新たに設立する株式会社とする。

- ・ 速やかに事業を進めるため、令和8年度内に運営会社を設立する。
- ・ 運営会社の出資者は、食肉センターを利用する食肉事業者、生産者等から希望者を募る。
- ・ 加工部門の取り込み、出資の拡大等、事業の多角化や経営基盤の強化を図る。
- ・ 新施設の場所・規模・仕様等は運営会社を中心となって検討する。
- ・ 行政（県、市町村）は事業が円滑に進むよう、運営会社を全面的にサポートする。

新たな食肉センターの設置場所

新たな設置場所については、下越・中越地域内で、条件に見合う候補地の中から有識者の意見も踏まえ総合的に判断する。

<条件>

利用者の立場：輸送の利便性、配送コストを考慮した場所

運営面：多くの利用が見込まれるとともに、雇用、光熱水費を重視した場所

施設整備の実現性：周辺環境、敷地面積・形状、法規制（手続き）の面で支障のない場所

設置に係る費用：用地取得、造成の要否、インフラ整備の要否を考慮し、現実的なイニシャルコストで設置ができる場所

実現までのスケジュール：施設設置までに要する時間を把握し、事業を円滑に進めることができる場所

新たな食肉センターに必要な機能

新たな食肉センターに付与する機能については、本県畜産の振興や食肉流通に係る多様なニーズに対応するため、輸出機能の付与を前向きに検討するとともに、持続可能な経営のため、収益性の高い加工部門を取り込むこととする。

- ・ 輸出に意欲を示す事業者が複数おり、国においても輸出額増加の目標を掲げているところ。輸出機能の付与は前向きに検討する。
- ・ 持続可能な経営のため、収益性の高い加工部門を取り込めるよう、関係者間で協力していくことが必要である。